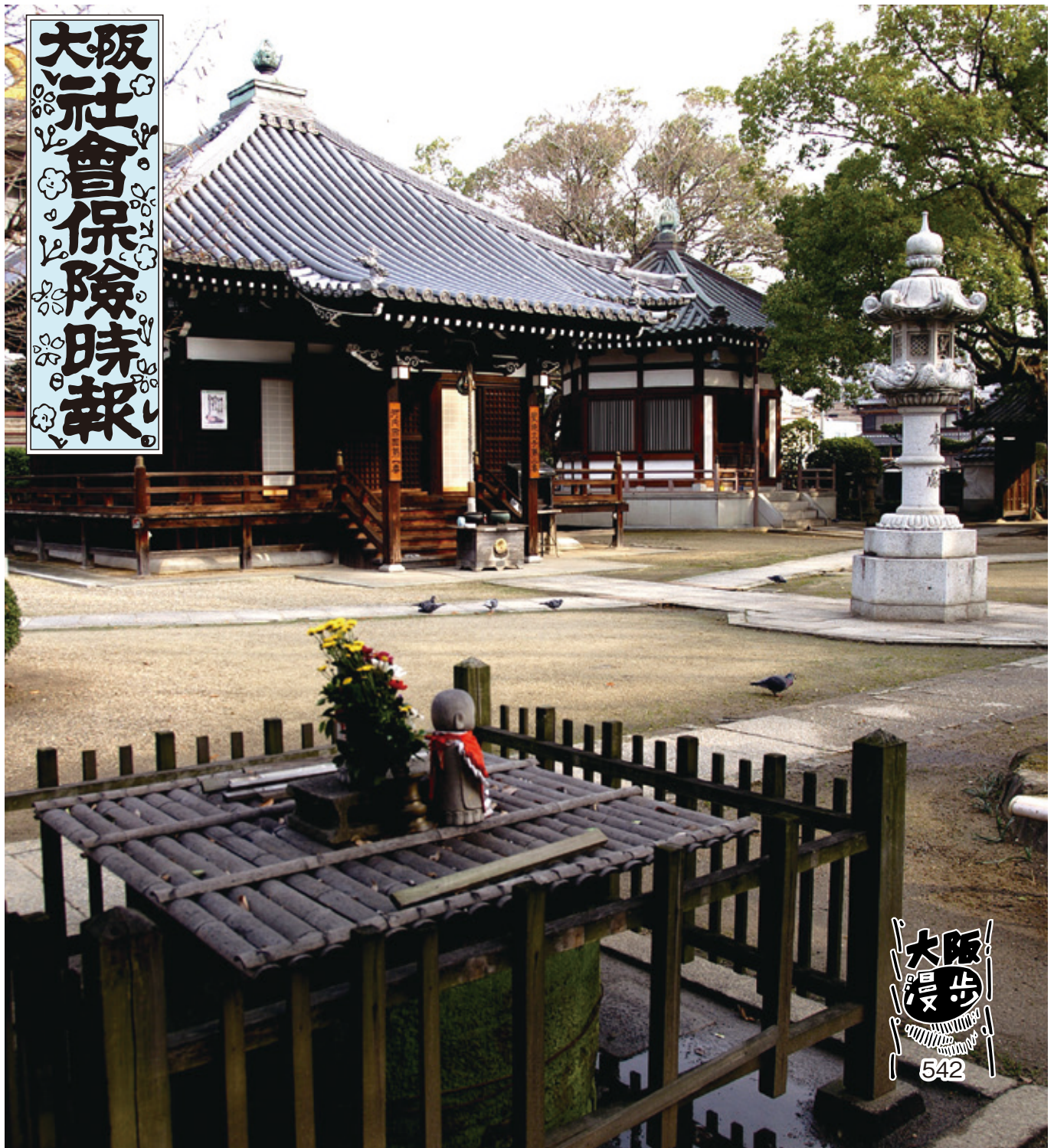




太子堂

喧噪を避けての奈良路で、八尾・聖徳太子建立の太子堂に出会う。ちりひとつない静寂な境内の空気に、なにか心に触れるものを感じた。きっと歴史の重みなのだろうか。2月22日忌日の聖徳太子を偲び、太子講などで人々が、長い年月奉仕をされているのだろう。いにしえから受け継がれた日本人の心は、後に続く者を温かく見守ってくれている。私たちは、この魂を失ってはならない。世界の恵まれない人達のためにも！（八尾大聖勝軍寺・太子堂）

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 資格喪失届は速やかに提出しましょう
- 退職後の年金の加入について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成28年度(4月納付分～)の健康保険料率についてお知らせします
 - ・年1回の“体”の点検をお忘れなく！
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

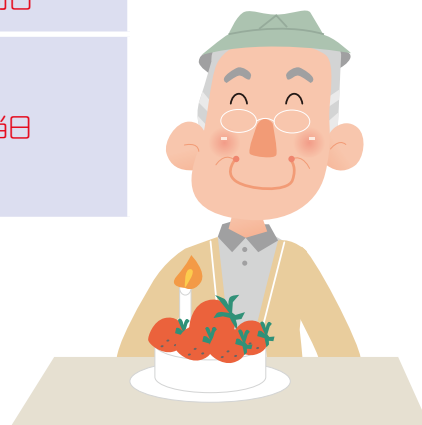
資格喪失届は速やかに提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者は退職・死亡などの翌日にその資格を喪失します。

事業主は、事実発生日から5日以内に「被保険者資格喪失届」（以下、「資格喪失届」）を管轄の年金事務所（郵送の場合は事務センター）に提出してください。

被保険者の「資格喪失年月日」は、次の表のとおりとなっています。「資格喪失届」を提出する際は日付に誤りがないように、改めてご確認をお願いいたします。

資格喪失事由	資格喪失年月日
退職・死亡により資格を喪失する場合	退職日または死亡日の翌日
70歳到達により、厚生年金保険の資格を喪失する場合	70歳の誕生日の前日
75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合 ※あらかじめ情報が印刷された資格喪失届または被扶養者異動届が事業主あてに送付されます。	75歳の誕生日の当日



資格喪失届の添付書類

●健康保険被保険者証（被保険者・被扶養者とも）

添付できないときは次の①または②のいずれかの方法によりご対応ください。

- ①「健康保険被保険者証 回収不能・滅失届」を提出する
- ②「資格喪失届」の備考欄に添付できない理由を記入する

※70歳に達したことにより厚生年金保険の被保険者資格を喪失する場合は、健康保険被保険者証を添付する必要はありません。

●健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の被保険者・被扶養者には「健康保険高齢受給者証」が交付されていますので、忘れずに添付してください。

●「資格喪失年月日」から60日以上経過した「資格喪失届」を提出する場合は、以下の事実発生日を確認できる書類の添付が必要となります。

対象者	必要な書類
被保険者が法人の役員以外の場合	退職月の賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し （事実発生日の確認ができるもの）
被保険者が株式会社（特例有限会社を含む）の役員の場合	株主総会の議事録の写しまたは役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの） ※その他の法人の役員の場合はこれらに相当する書類

退職後の年金の加入について

会社などを退職すると、退職日の翌日に厚生年金保険の資格を喪失します。再就職して引き続き厚生年金保険に加入する場合を除き、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要です。また、扶養されていた60歳未満の配偶者（夫・妻）についても、同様に手続きが必要ですのでご注意ください。



国民年金第1号被保険者になるとき

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など、他の公的年金制度に加入していない方は、国民年金第1号被保険者になります（国民年金第3号被保険者に該当する方を除きます）。

手続き

退職日の翌日から14日以内に、お住まいの市区役所・町村役場に「国民年金被保険者関係届」をご提出ください。

保険料

国民年金保険料は、月額15,590円です。（平成27年度）

一定期間分（原則として半年または1年間）の保険料を前払いすると割引になる「前納制度」や、月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで将来の年金額を増やすことができる「付加年金制度」があります。

また、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、以下のような「免除制度」があります。

法定免除

次のような場合は、届出により保険料が免除されます。

- ①障害基礎年金や障害厚生（共済）年金（原則として障害等級1級または2級）を受けているとき
- ②生活保護法による生活扶助を受けているとき 等

申請免除

申請免除には保険料の全額が免除される「全額免除制度」と保険料の一部が免除される「一部免除（一部納付）制度」があります。保険料の納付が困難で次のような場合は、申請し承認されれば保険料が免除されます。

- ①前年の所得が一定の基準以下のとき
- ②被保険者または家族が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき
- ③地方税法の障害者または寡婦に該当し、所得が非課税限度額以下のとき
- ④天災、失業などで保険料を納めることが困難な事情にあるとき 等

なお、一部免除の承認を受けた期間は、納めるべき保険料を納付しないと未納期間となりますのでご注意ください。

国民年金第3号被保険者になるとき

被用者年金制度（厚生年金保険）に加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する方を除く）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金第3号被保険者になります。



手続き

被扶養者（扶養される方）に該当した日から14日以内に、被保険者本人（扶養する方）が勤務している事業所に「国民年金第3号被保険者関係届書（資格取得届）」をご提出ください（事業主から事務センターまたは年金事務所に提出されます）。

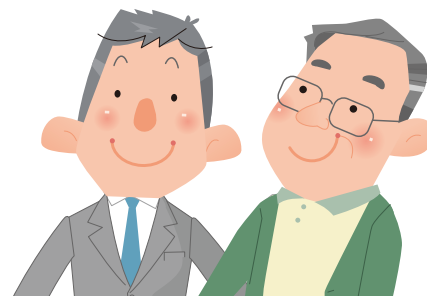
保険料

第3号被保険者の保険料は、配偶者の方が加入している被用者年金制度の保険者が集めた保険料や掛け金などの一部を基礎年金拠出金として拠出されますので、個別の保険料負担はありません。

国民年金に任意加入するとき

60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や、受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、65歳になるまで国民年金に任意加入することができます。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、65歳以降も70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入することができます（特例任意加入）。



手続き

お住まいの市区役所・町村役場に「国民年金任意加入被保険者資格取得申出書」と「口座振替納付申出書」をご提出ください。

60歳以上の方が任意加入する場合は、原則として口座振替により保険料を納付いただくため、口座番号がわかるものと金融機関の届出印が必要です。

保険料

国民年金第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。

また、65歳以上の特例任意加入には付加年金制度はありません。

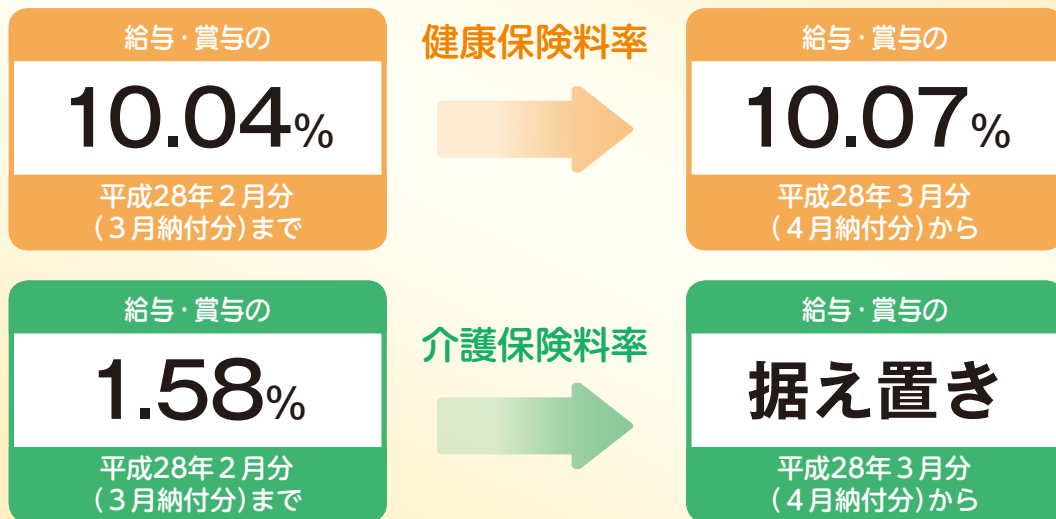
お届けの内容により添付書類が必要となる場合があります。
くわしくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。



協会けんぽからのお知らせ

平成28年度(4月納付分～)の
健康保険料率についてお知らせします

大阪支部の健康保険料率は**引き上げ**となります
介護保険料率は変わりません
皆さまのご理解をお願い申し上げます



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

なお、平成28年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引き上げ」「据え置き」「引き下げ」に分かれます。

特定保険料率・
基本保険料率とは

健康保険料率（10.07%）のうち、6.40%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.67%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・
介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくをお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お1人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります



全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

年1回の“体”の点検をお忘れなく！

協会けんぽでは、保健事業の一環として

被保険者さまに対し「生活習慣病予防健診」

被扶養者さまに対し「特定健康診査」

と、おのこの健診を実施しております。

平成28年度も年度内（4月～翌年3月）1回に限り、
協会けんぽの補助により一部の負担金で受診できます。



健診申し込みから受診までの流れ

被保険者(ご本人)さまの場合

◆対象者35歳から⇒生活習慣病予防健診

申込方法

希望する健診機関へ
お電話等で予約
(大阪府内では191カ所で
受診することができます)

申込書を記入後、
協会けんぽへ
郵送する



予約日に
保険証を
持参して受診



- 健診の補助対象となる方のお名前を印字した申込書を、3月下旬に送付予定です。
- 健診の補助対象となる方で、途中入社の方等、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、同封の手書き用の申込書をご使用ください。
- 健診の受診日が近くなりますと予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください。(協会けんぽから書類を受理した旨の連絡・通知はありません)

被扶養者(ご家族)さまの場合

◆対象者40歳から⇒特定健康診査

申込方法

**4月に被保険者さまの
ご登録住所あてに被扶養者
さまの受診券を送付**

希望する健診機関へ
お電話等予約
(大阪府内では約5000カ所で
受診することができます)

予約日に
保険証・受診券
を持参して受診



- 年度途中に加入登録・保険証の記号番号が変更された方、または受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請が必要です。
- 特定健康診査受診券は、被保険者さまのご登録住所あてに、被扶養者さまのお名前でご送付しています。引っ越しや、被扶養者さまと別居されている等により、被保険者さまのご自宅に送付できなかった方の受診券につきましては、事業主さまあてに送付していますので、被保険者さまを通じ、被扶養者さまのお手元に届くよう、ご協力をお願いいたします。

健診の申込手続きや検査項目の詳細・費用等は協会けんぽホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索

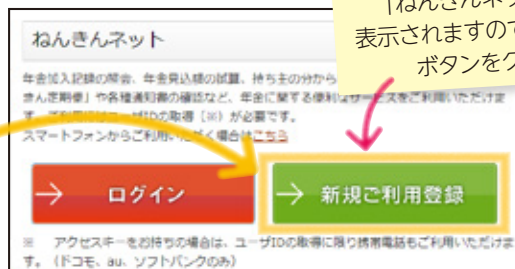


「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。
なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144